

KYOTO SeeL シールつうしん 通信

* see l (シール) は「生活衛生営業指導」の頭文字をとった当センターの愛称です。

第52号
平成14年10月1日発行

発行所
財団法人 京都府生活衛生営業指導センター
〒606-8221 京都市左京区田中西樋ノ口町 90
TEL(075)722-2051・FAX(075)711-6123
ホームページ <http://www.kyoto-seel.com>
Email post@kyoto-seel.com

編集発行人
山岡 景一郎

編集担当：福島真弓

ご存じですか
マーク

厚生労働大臣認可
標準営業約款-Sマーク

ごだわる人は、選んでいる。



11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です。

約束します3つのS

- Safety** 安心であること。
まかせて安心。万一のトラブルの際には、事故賠償基準に基づき、お客さまに迅速な損害賠償をお約束します。
- Sanitation** 清潔であること。
厳しい管理基準に即い、営業施設の維持・管理を行い、お客さまに衛生的で快適なサービスをお約束します。
- Standard** 確かな技術であること。
お客さまに提供するサービスの種別・内容を明確に表示し、確かな技術と、きめ細かな対応をお約束します。

Sマークに関する相談・登録の手続きは下記へお気軽にお問い合わせください。

| | |
|-------------------|------------------|
| 京都府理容生活衛生同業組合 | TEL 075-841-2558 |
| 京都府美容業生活衛生同業組合 | TEL 075-751-1311 |
| 京都府クリーニング生活衛生同業組合 | TEL 075-313-0380 |
| 京都府生活衛生営業指導センター | TEL 075-722-2051 |

11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です

11月は Sマーク標準営業約款 普及登録促進月間です

Sマークは、厚生労働大臣認可の標準営業約款に従って営業しているお店の表示であり、「安心・清潔・技術」をお約束するマークです。

毎年11月は「標準営業約款普及登録促進月間」として、多くのみなさまにSマークを知っていただくための広報活動をしております。

今回、京都誌の魁として京阪神を中心にひろく全国で購読されています白川書院発行の「月刊京都」12月号に広報掲載いたしました。是非ご覧ください。

今年のポスターは

津軽三味線プレーヤー
あがつま ひろみつ
上妻 宏光さん

Safety 安心
Sanitatio 清潔
Standard 確かな技術



1973年生まれ、茨城県出身。
6歳で津軽三味線を始めてから数々の大会で優勝。
三味線という伝統楽器の新しい可能性追求のためロックバンド「六三四 (MUSASHI)」に参加し、国内外を問わず活躍。最近ではソロ活動や様々なセッションへの参加、CM出演など、幅広い活動で注目を集めている。

改正健康保険法

健康保険法等の一部を改正する法律が平成 14 年 7 月 26 日に成立しました。
主な改正部分を取り上げましたのでご参考にしてください。

高齢者医療制度の改革

1 患者負担の見直し(平成 14 年 10 月実施)

(1) 70 歳以上の高齢者の患者負担は定率 1 割負担とする(ただし一定以上の所得の者は定率 2 割負担)。外来の月額上限制及び診療所における定額負担選択制は廃止。(2) 自己負担限度額について、低所得者に配慮しつつ見直し。

(参考) **自己負担限度額等の見直し(70 歳以上の高齢者)(月額)**

【現行制度】

| | | 外来 | 入院 |
|------|---------|---|----------|
| 一般 | | 3,000 円 (大病院 5,000 円) | 37,200 円 |
| 低所得者 | 住民税非課税 | 14 年 4 月から それぞれ 3,200 円、 5,300 円を予定 | 24,600 円 |
| | 老福年金受給者 | | 15,000 円 |

(注 1) 一定以上所得者は、現役世代の平均的収入以上の所がある者。

(年
収
例)
単独世帯(年金のみ): 約 380 万円程度
以上夫婦 2 人世帯
(年金 + 給与): 約 630 万円程度以上

(注 2) 低所得者 I は、対象者の範囲を全体の約 0.7% (老齢福祉年金受給者) から約 1.5% 程度に拡大。
(収入が年金のみの場合) 単独世帯: 約 65 万円以下、夫婦 2 人世帯: 約 130 万円以下。

(備考) ・「1%」は、一定の限度額を超えた医療費の 1%。
・() 内の額は、多数該当の場合(4 月目以降)

【改正】

| | | 外来(個人ごと) | 自己負担限度額 |
|--------------|--------------|----------|-------------------------------|
| 一定以上所得者(注 1) | | 40,200 円 | 72,300 円 +1% (40,200 円) |
| 一般 | | 12,000 円 | 40,200 円 |
| 低所得者 | II | 8,000 円 | 24,600 円 |
| | I(対象拡大: 注 2) | | 15,000 円 |

2. 老人医療費拠出金に係る見直し<平成 14 年 10 月実施>

- (1) 老人医療の対象年齢を 70 歳以上から 75 歳以上に 5 年間で段階的に引上げ
- (2) 公費の負担割合を 3 割から 5 割に 5 年間で段階的に引上げ

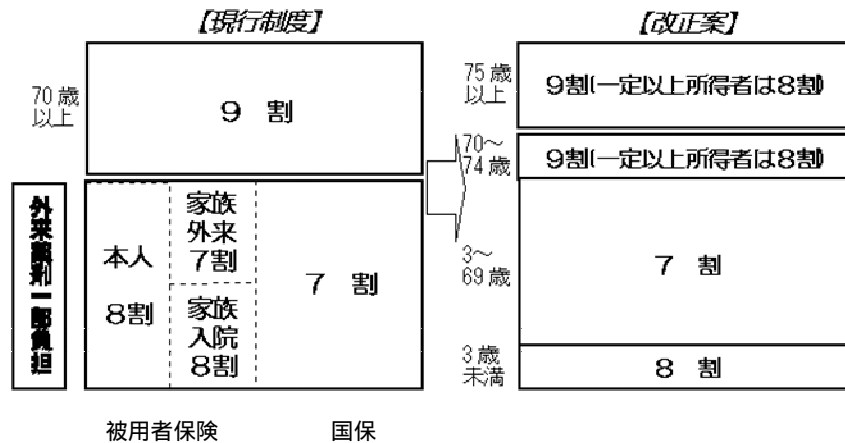
医療保険制度の改革

1. 保険給付(患者負担)の見直し

- (1) 7 割給付で保険間の給付率を統一<平成 15 年 4 月実施>
- (2) 外来薬剤一部負担の廃止<平成 15 年 4 月実施>
- (3) 3 歳未満乳幼児にかかる給付率は 8 割<平成 14 年 10 月実施>
- (4) 自己負担限度額について、低所得者に配慮しつつ見直し<平成 14 年 10 月実施>



給付率の見直し



2. 保険料の見直し<平成 15 年 4 月実施>

- (1) 被用者保険（一般に社会保険の健康保険）について、賞与に対しても標準報酬（月収）と同様に保険料を賦課する総報酬制を導入

保険料賦課対象の上限 月収 98 万円、賞与（一回当たり）200 万円
退職者拠出金の算定基礎についても総報酬に変更

- (2) 政府管掌健康保険（社会保険の健康保険）の保険料率の見直し

総報酬制の下で保険料率を 1000 分の 82 とする。（現行 1000 分の 84）

補足 月々については 8.4% 8.2%に下がるように見えるが、総報酬制のため、賞与は現行の 0.3%が、8.2%に上がることとなり実際にはかなり増加する可能性が高い。賞与比率の高い会社については、手取額がかなり減少することとなる。

□中期的に保険財政の均衡が図られるよう、少なくとも 2 年ごとに収支両面の見直し。

3. 国民健康保険制度の財政基盤の強化

- (1) 保険料（税）の算定方法の見直し<平成 15 年 4 月実施>

所得控除額について、住民税等と整合的なものとし、負担の公平を図る

- ・ 青色専従者給与等控除及び長期譲渡所得等特別控除の適用
- ・ 給与所得特別控除及び公的年金等特別控除の廃止

- (2) 保険料の徴収事務の私人委託<平成 15 年 4 月実施>

保険料の徴収事務をコンビニエンス・ストア等に委託することを可能とする。

その他

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会による診療報酬の審査及び支払に関する事務処理体制の見直しに関して、概ね 3 年を目途に所要の処置を講ずる。

政府が保険者である社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化に関して、概ね 3 年を目途に所要の処置を講ずる。

事業所単位となっている健康保険の届出事務について、本社での一括手続きを認める。

おぼえて活用

Excel関数

マイクロソフト「エクセル」(表計算ソフト)は、今やほとんどのパソコンに入っています。このエクセルをよりよく活用するためには、エクセル関数というものをある程度覚えておく必要があります。このコーナーで少しずつ取り上げていきますので、お役立て下さい。

その

合計 (SUM 関数)

=SUM (セル範囲)

【使い方】

セルにある数値の足し算をしたい時に使います。もっとも使用頻度の高い関数です。

| | A | B | C | D | E |
|----|------|----------|---|---|---|
| 1 | 年間売上 | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | 1月 | 1400000 | | | |
| 4 | 2月 | 1000000 | | | |
| 5 | 3月 | 1100000 | | | |
| 6 | 4月 | 1500000 | | | |
| 7 | 5月 | 1300000 | | | |
| 8 | 6月 | 1000000 | | | |
| 9 | 7月 | 1100000 | | | |
| 10 | 8月 | 1100000 | | | |
| 11 | 9月 | 1400000 | | | |
| 12 | 10月 | 1300000 | | | |
| 13 | 11月 | 1400000 | | | |
| 14 | 12月 | 1500000 | | | |
| 15 | 合計 | 15100000 | | | |
| 16 | | | | | |

「=SUM」の後ろの()の中で、どこからどこまでのセルの数字を合計するのかが指定します。

左表のB15(合計額を表示している)セルには「=SUM(B3:B14)」と入力されています。これは

B3~B14まで全てのセルの数字を合計して、ここに表示。ということを示しています。

「~」の部分が「:」で表されているだけです。

2つ数値を足すだけなら「,」を使います。

「=SUM=(B3,B14)」なら1月と12月の売上が合計され、解は2900000となります。

最もよく使う関数のため、左表部分のを使うと素早く入力できます。まず合計を出すセルを選択し、をクリック。すると「合計する部分はこの範囲ですか?」という意味で、一定部分が点線で囲まれます。大抵の場合は当たっているためそのまま良いですが、違う場合は合計したいセル全体を選択してOKすれば合計が出ます

このSUM関数のみで様々な合計ができるので、売上管理や給与管理など幅広く応用して是非お使い下さい。

SEEL・INFORMATION(お知らせ)

クリーニング業務従事者講習の開催について

今回の講習対象者の方にはすでに案内を郵送しております。受講申し込み・お問い合わせは、当センターまでお願いします。講習受講料は4500円です。

京都府生活衛生営業指導センター
TEL (075) 722-2051

| 日 時 |
|---------------------------------|
| 平成14年12月15日(日) |
| 会 場 |
| 京都社会福祉会館 (京都市上京区堀川通丸太町下る西入る) |



・ 当センター人事異動のお知らせ ・

| | | |
|------|--------|--------------------|
| 生田茂樹 | 8月31日付 | 退職 |
| 福島真弓 | 9月1日付 | 役職変更 嘱託職員 経営指導員 |

遅くなりましたが、以上の通り異動がありました。今後ともどうぞよろしく願い申し上げます。